

1 7.3 広域化に対する意見・意向

2 これまで、京都府と事業者が、圏域ごとに開催している市町村水道事業連絡会議（平成28（2016）
 3 年度設置。以下「連絡会議」という。）や京都府水道事業広域的連携等推進協議会（令和元（2019）
 4 年度設置。以下「推進協議会」という。）等において、広域化について議論を交わす中で、以下の
 5 ような意見・意向がありました（表 7.3.1）。

6 「スケールメリットを活かした経費削減への期待」や「できることから進めていきたい」との
 7 意見がある一方で、「小規模自治体のみの連携では望ましくない」との意見や「方向性としては
 8 必要と考えるが、簡単には進まないのではないか」といった意見もありました。また、中小事業
 9 者からは、「人材不足等の課題解決のために規模の大きな事業者からの支援を期待する」といっ
 10 た意見が見られました。

11 表 7.3.1 広域化に対する府内の事業者の意見・意向

圏域	広域化に関する主な意見
南部 （府営水 道受水市 町除く）	・ 業務の共同化など、できることから進めていきたい。
	・ 関連計画や府及び近隣市町村の現状・意向を踏まえた広域化・広域連携のあり方について検討する。
	・ 規模の大きな水道事業者からの技術支援を期待。
	・ 方向性として必要とは考えるが、簡単には進まないのではないか。
南部 （府営水 道受水市 町）	・ 広域化をするのであれば、小規模自治体のみの連携でなく、府内全域や南部圏域を対象とするなど、スケールメリットを活かせる範囲が望ましいのではないか。
	・ 将来的に事業統合を進めることを前提に議論をしていくのがよい。
	・ 事務量やコスト削減を可能にするような広域化は積極的に進めるべき。
	・ 小さなことからでもよいので、スケールメリットの効果が期待される業務の共同化やシステム統一等から進めていただきたい。
	・ 施設共同利用による広域化は費用削減効果が高いと考えるので進めていただきたい。
中部	・ 府営水道だけでなく、末端給水について豊富なノウハウがある京都市との連携も必要。
	・ 企業団化等で事業体規模を大きくし、スケールメリットを活かした職員採用や一般行政部門から独立した人材確保策が必要。
	・ 業務委託等による効率化は必要だが、業務の丸投げにならないように事業運営に対して行政が責任を持てることが重要。
北部	・ 水道事業継続のためには、広域連携も選択肢の一つ。
	・ 圏域内の各市町の共通の課題を把握し、全ての市町にメリットがある取組については、検討を進めていく必要がある。
	・ 圏域内だけでは限界があるため、圏域外からの受水や、圏域を越えた広域連携を検討することも必要。
	・ 北部圏域の5市2町で構成する京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の「第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョン」（R3.3月策定）において、「広域連携について検討を行い、連携できる市町から順次取り組む」としているところ。
	・ 今以上の人材確保は厳しく、広域連携について積極的に検討していきたい。
	・ 将来的な経営統合も視野に、業務の共同化などできることから進められるとよい。
北部	・ 少しでも経費削減につながるのなら、できることから進めていきたい。
	・ スケールメリットの効果が期待される場合には、進めていきたい。
	・ 府営水道の現状や課題を整理した上で、北部での府営水道新設についても検討頂きたい。
	・ 住民の皆さんや議会への丁寧な説明が必要であり、合意の元に進めることが大前提。

1 7.4 広域化のシミュレーションとその効果

2 第1章の「1.1.2 全国的な動向、国の要請」で述べたとおり、国は都道府県に対し、実効性の
 3 ある「水道広域化推進プラン」を令和4（2022）年度末までに策定するよう要請しており、以下
 4 の項目について記載することとしています。

- 5 (1) 事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
- 6 (2) 地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化
 7 の効果
- 8 (3) 今後の広域化に係る推進方針（具体的取組内容とスケジュール）等

9
 10 これに基づき、京都府では、圏域ごとの現状の把握、単独で事業継続した場合と事業統合や経
 11 営の一体化を行った場合の経営見通し、施設の共同化や事務の広域的処理による効果の把握など、
 12 様々なパターンについてシミュレーションを実施し、事業者の今後の検討の参考となるよう、連
 13 絡会議や推進協議会においてその結果を示すとともに、広域化の必要性や取組方針などについて
 14 検討を行ってきました。

15 なお、各シミュレーションケースにおける対象区分（検討対象となる事業者）は以下に示すと
 16 おりです（表 7.4.1）。

17
 18 表 7.4.1 シミュレーションの対象区分

対象区分	圏域	検討対象	対象市町村	事業者数
①	南部圏域	全事業者 (府営水道含む)	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、府営水道	17
②	南部圏域	京都市、府営水道エリアを除く	木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村	6
③	南部圏域	京都市、木津川市、府営水道エリアを除く	井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村	5
④	南部圏域	府営水道エリア	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市(旧木津町)、大山崎町、久御山町、精華町、府営水道	11
⑤	中部圏域	全事業者	亀岡市、南丹市、京丹波町	3
⑥	北部圏域	全事業者	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	7
⑦	北部圏域	北部3市	福知山市、舞鶴市、綾部市	3

21 ~広域化シミュレーションに関する留意事項~

- 22 ➤ 以降で示すシミュレーションパターンは、あくまで費用削減効果を検証するための一例
 23 であり、各検討パターンで示す広域化の実施が予定されるものではありません。
- 24 ➤ シミュレーション結果は、京都府や府営水道が一定の条件に基づき行った概略検討であ
 25 り、条件設定次第で広域化による効果は変動します。
- 26 ➤ 圏域単位での効果が確認できた場合においても、事業者ごとに按分すると、効果が極端
 27 に小さくなるまたは負担増となる事業者がでてくることも想定されます。
- 28 ➤ 今後、広域化に係る各種取組を進めていく際には、より詳細な検討が必要となります。

7.4.1 経営統合による削減効果

ここでは、圏域ごとに経営統合（事業統合・経営の一体化）を行った場合の財政シミュレーションを実施しました。

(1) 対象の設定

表 7.4.1 の対象区分②南部圏域（京都市、府営水道エリアを除く）、⑤中部圏域（全事業者）、⑥北部圏域（全事業者）、⑦北部圏域（北部3市）について、それぞれ経営統合を行った場合の各パターンで検討を行いました。

なお、南部圏域においては、府営水道エリアについて、京都府営水道ビジョンに基づきエリア独自のシミュレーションを府営水道が先行して行っていたことから対象外とし、また京都市についても事業規模が府内市町村の中で突出して大きく現段階では経営統合による効果の推計が難しい、府営水道エリアを除く他の6市町村と近接していない等の理由から今回対象に含めないこととしましたが、南部圏域全体での検討は今後も長期的かつ幅広い視野を持って進めていく必要があります。

(2) 検討条件及び効果の算出方法

経営統合による費用削減効果や国庫補助金については、以下の方法でシミュレーションに反映しました。

【経営統合による費用削減効果】

- ・総務省資料や水道統計から、水源、給水人口、有収水量、業務委託状況を基に類似団体を抽出し、その人件費・維持管理費を経営統合後の費用として設定。経営統合前費用の圏域の合計値と比較することで効果を推計する（表 7.4.2）。
- ・事業者ごとの効果については、上記削減率をそれぞれの人件費・維持管理費に乘じ算出。

【国庫補助金】

- ・「水道事業運営基盤強化推進事業」の「広域化事業」「運営基盤強化等事業」に係る補助金を以下の期間に算入。

広域化事業 : 2019~2028年度の10年間

運営基盤強化等事業 : 2020~2029年度の10年間（広域化事業の対象事業費が上限）

【財政シミュレーションの基本条件】

- ・上記の費用削減効果及び国庫補助金の交付額を反映する。
- ・その他財政シミュレーションに係る基本条件は、「5.1 検討条件」と同様。

※詳細は資料編4参照

表 7.4.2 経営統合による効果の推計結果

対象区分	圏域	給水人口(人)	経営統合前の費用(千円/年)	経営統合後の費用(千円/年)	経営統合による効果	
					差分(千円/年)	削減率
②	南部圏域	101,643	225,022	220,522	4,500	2.0%
⑤	中部圏域	132,815	1,138,456	1,038,774	99,681	8.8%
⑥	北部圏域	285,768	2,672,154	2,216,834	455,320	17.0%
⑦	北部3市	191,261	1,669,007	1,488,931	180,076	10.8%

※ここでの費用は人件費+維持管理費の合計（各費用はH28-H30年度の3ヵ年平均）を指す（南部圏域は維持管理費の削減効果がマイナスとなったため人件費のみとする）

1 (3) シミュレーション結果

2 各広域化パターンについて財政シミュレーションを行い、人件費・維持管理費、国庫補助
3 金取得額、給水原価、供給単価を整理しました(表 7.4.3～表 7.4.6)。なお、単独運営、経
4 営統合後ともに料金改定を行った場合です。

5 各表に示すとおり、いずれの項目においても、単独運営に比べ経営統合を行った場合は改
6 善される見通しとなっています。

7

【経営統合による効果の概要】

■ 供給単価以外の項目

- ・ いずれの項目においても、単独運営に比べ経営統合は改善されている。
- ・ 圏域全体の効果額は、23～291億円(補助金有)、2～228億円(補助金無)と推計される。
- ・ 圏域全体の給水原価(令和46(2064)年度～令和50(2068)年度の5ヵ年平均)が、0.9～4.7%(補助金有)、0.2～4.2%(補助金無)削減される。

■ 供給単価

《事業統合を行った場合》

- ・ 圏域内で一律の供給単価となるため、一部事業者については供給単価(令和46(2064)年度～令和50(2068)年度の5ヵ年平均)が、単独運営ケース・経営の一体化ケースと比較して大幅に抑制される(最大で単独運営に比べ1/20以下(補助金有・補助金無で同様)まで抑制)。
- ・ 一方で、一部事業者については、供給単価(令和46(2064)年度～令和50(2068)年度の5ヵ年平均)が単独運営ケース・経営の一体化ケースと比較して上昇することとなる(最大で単独運営に比べ1.5倍(補助金有・補助金無で同様)に上昇)。
- ・ 圏域ごとの供給単価(令和46(2064)年度～令和50(2068)年度の5ヵ年平均)は、375.2～525.0円/m³(補助金有)、375.3～525.1円/m³(補助金無)であり、圏域間で約1.4倍の格差が生じる。

《経営の一体化を行った場合》

- ・ いずれの事業者においても、全期間で単独運営ケースの供給単価を下回ることとなり、供給単価(令和46(2064)年度～令和50(2068)年度の5ヵ年平均)が、0.1～5.3%(補助金有・補助金無で同様)削減される。
- ・ 単独運営と同様、圏域内で事業者間の格差が生じている。

8

9

10

11

～経営統合シミュレーションに関する留意事項～

- 本シミュレーションは、あくまで費用削減効果を検証するための一例であり、各検討パターンで示す経営統合の実施が予定されるものではありません。
- また、京都府が一定の条件で推計したものであり、条件設定次第で広域化による効果は変動することに留意が必要です。

表 7.4.3 試算結果（区分②南部圏域（京都市、府営水道エリアを除く））

項目	単位	単独 運営	経営統合を行った場合(補助金有)			経営統合を行った場合(補助金無)		
			金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率	金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率
①人件費 (50年間総額)	百万円	11,251	11,026	225	2.0%	11,026	225	2.0%
②国庫補助金 (取得額の総額)	百万円	—	2,113	2,113	—	—	—	—
効果額合計 (①+②)	百万円	—	—	2,338	—	—	225	—
給水原価 (R46-R50平均)	円/m ³	370.0	366.8	3.2	0.9%	369.3	0.7	0.2%
供給単価 [※] (R46-R50平均)	円/m ³	405.2	404.6	0.6	0.1%	404.6	0.6	0.1%
		266.8～ 9,665.4	266.3～ 9,657.0	0.5～ 8.4	0.1%～ 0.2%	266.3～ 9,657.1	0.5～ 8.3	0.1%～ 0.2%

※上段：事業統合、下段：経営の一体化における市町村別の値

表 7.4.4 試算結果（区分⑤中部圏域（全事業者））

項目	単位	単独 運営	経営統合を行った場合(補助金有)			経営統合を行った場合(補助金無)		
			金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率	金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率
①人件費・維持管理費 (50年間総額)	百万円	56,923	51,939	4,984	8.8%	51,939	4,984	8.8%
②国庫補助金 (取得額の総額)	百万円	—	3,340	3,340	—	—	—	—
効果額合計 (①+②)	百万円	—	—	8,324	—	—	4,984	—
給水原価 (R46-R50平均)	円/m ³	480.7	467.3	13.4	2.8%	470.3	10.4	2.2%
供給単価 [※] (R46-R50平均)	円/m ³	385.5	375.2	10.3	2.7%	375.3	10.2	2.6%
		281.3～ 710.3	273.2～ 686.5	8.1～ 23.8	2.0%～ 3.4%	273.3～ 686.5	8.0～ 23.8	2.0%～ 3.4%

※上段：事業統合、下段：経営の一体化における市町村別の値

1 表 7.4.5 試算結果（区分⑥北部圏域（全事業者））

項目	単位	単独 運営	経営統合を行った場合（補助金有）			経営統合を行った場合（補助金無）		
			金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率	金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率
①人件費・維持管理費 （50年間総額）	百万円	133,608	110,842	22,766	17.0%	110,842	22,766	17.0%
②国庫補助金 （取得額の総額）	百万円	—	6,353	6,353	—	—	—	—
効果額合計 （①+②）	百万円	—	—	29,119	—	—	22,766	—
給水原価 （R46-R50平均）	円/m ³	591.6	564.0	27.6	4.7%	567.0	24.6	4.2%
供給単価※ （R46-R50平均）	円/m ³	549.6	525.0	24.6	4.5%	525.1	24.5	4.5%
		413.9～ 3,516.1	395.6～ 3,465.9	18.3～ 50.2	1.4%～ 5.3%	395.6～ 3,465.9	18.3～ 50.2	1.4%～ 5.3%

※上段：事業統合、下段：経営の一体化における市町村別の値

2
3
4

表 7.4.6 試算結果（区分⑦北部圏域（北部3市））

項目	単位	単独 運営	経営統合を行った場合（補助金有）			経営統合を行った場合（補助金無）		
			金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率	金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率
①人件費・維持管理費 （50年間総額）	百万円	83,450	74,447	9,004	10.8%	74,447	9,004	10.8%
②国庫補助金 （取得額の総額）	百万円	—	6,353	6,353	—	—	—	—
効果額合計 （①+②）	百万円	—	—	15,357	—	—	9,004	—
給水原価 （R46-R50平均）	円/m ³	513.4	495.3	18.1	3.5%	499.6	13.8	2.7%
供給単価※ （R46-R50平均）	円/m ³	473.0	459.2	13.8	2.9%	459.3	13.7	2.9%
		407.6～ 907.2	396.0～ 882.1	11.6～ 25.1	2.8%～ 3.1%	396.1～ 882.0	11.5～ 25.2	2.8%～ 3.1%

※上段：事業統合、下段：経営の一体化における市町村別の値

5
6
7
8

(4) 今後の課題

今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

【経営統合に向けた課題】

- ・本推計は、一定の考え方にに基づき人件費・維持管理費の削減効果を推計したものであり、経営統合に向けた調整に係る人件費・諸経費や検討に係る委託費用等は見込んでいません。このため、効果額についてより詳細に精査することが必要です。
 - ・また、組織体制の強化、専門職員の確保、危機管理能力の向上といった費用削減以外の効果把握も必要です。
 - ・南部圏域では、京都市、府営水道エリアを含めた検討ができていないため、今後、南部圏域全体としての検討を、推計手法の検討も含めて進めていく必要があります。
- さらに、他圏域や他府県との連携により事業の基盤強化が図れることも考えられるため、より広い視点で、検討を進めていく必要があります。

9
10

1 7.4.2 施設の共同化に関するシミュレーション

2 浄水場や配水池などの水道施設を更新する場合、既存の施設を単純更新するのではなく、近接
3 する事業者と連携して整備を行うことで、更新費用の削減や更新事業の効率化など、スケールメ
4 リットの発現が期待できます。

5 京都府では、広域化の連携形態の一つである「施設の共同化」による費用削減効果の概要を把
6 握するため、経営統合に加え浄水場・配水池を共同化した場合の更新費用や維持管理費用の削減
7 効果について推計を実施し、その結果、一定の削減効果が得られることが分かりました。

8 一方、今回のシミュレーションは、あくまで京都府が一定の条件のもと機械的に行った概略検
9 討であり、より具体的な効果を把握するには、各事業者の水道施設整備計画を反映するとともに、
10 地形や道路環境などを加味して工事費を積算するなど各種費用の精査が必要となります。

11 また、条件次第で施設の共同化による広域化の効果は変動することから、今回実施しなかった
12 組合せパターンなど、対象を広げた検討が必要です。

13 引き続き、京都府と事業者は、水道事業の基盤強化に向け、施設の共同化についての研究・検
14 討を進めていきます。

15 なお、シミュレーションの検討過程で、他事業者との緊急時連絡管整備の検討に繋がったケー
16 スも見られ、今後も検討データ等を活用し、事業者間の幅広い連携を模索していきます。

17

1 7.4.3 事務の広域的処理による削減効果

2 事務の広域的な処理については、業務の一体化（浄水場等の運転監視業務や施設の保守・点検
3 業務等の一体化等）やシステムの共同化などがあげられます。

4 ここでは、各圏域で検討した対象業務について、事務の広域的な処理による削減効果を推計し、
5 その結果を示します。

6

7 (1) 対象の設定

8 京都府では、以下に示す複数の業務について、事務の広域的処理に係る検討を行いました
9 (表 7.4.7)。

10

11

表 7.4.7 検討対象業務

対象業務		対象区分	検討方針	財政シミュレーション対象
検針業務の共同委託	(a)	③⑤⑥⑦	検針業務を圏域全体で共同委託した場合の効果を把握	—
スマートメーターの導入	(b)	③	スマートメーターを圏域全体で導入した場合の効果を把握	○
料金管理システム構築・保守業務の共同委託	(c)	③⑥⑦	料金管理システムに係る業務を圏域全体で共同委託した場合の効果を把握	—
保守・点検業務の共同委託 (圏域全体を対象)	(d)	③⑤⑥⑦	各事業者の給水人口・配水能力・浄水場施設数と委託費の関係性から費用関数を設定し、圏域全体で共同委託した場合の効果を把握	—
保守・点検業務の共同委託 (南部事業者を対象)	(e)	①	委託先が同一の事業者で共同委託した場合の効果を把握	—
水質検査業務の共同委託 (南部事業者を対象)	(f)	①	委託先が同一の事業者で共同委託した場合の効果を把握	—
窓口業務の広域化 (センター化)	(g)	⑥	圏域全体で営業業務を共同発注した場合の効果を把握	○

12

※対象区分については、表 7.4.1 を参照

13

14

15

16

～事務の広域的処理シミュレーションに関する留意事項～

17

18

19

20

21

22

<p>➢ 以降で示すシミュレーションパターンは、あくまで費用削減効果を検証するための一例であり、各検討パターンで示す事業の実施が予定されるものではありません。</p> <p>➢ 各業務における広域化の効果は、一定の条件で推計したものであり、設定条件次第で広域化による効果は変動することに留意が必要です。</p>

1 (2) 検針業務の共同委託(a)

2 表 7.4.1 の対象区分③南部圏域（京都市、木津川市、府営水道エリアを除く）、⑤中部圏域
 3（全事業者）、⑥北部圏域（全事業者）、⑦北部圏域（北部3市）を対象に、検針業務の共同
 4委託による効果を推計しました。

6 1) 検討条件及び効果の算出方法

7 以下に示す考え方の下、費用削減効果を算出しました（表 7.4.8）。

8 **【考え方】**

- ・ 府内にて検針業務を受託した実績がある団体に対し、各圏域内の年間調定件数（平成30（2018）年度実績を基に隔月検針とした場合の件数を算出）を提示し、共同委託をした場合の委託費を聞き取り。
- ・ 共同委託をした場合の委託費と、単独での委託費合計（各事業者に実績値を聞き取り）を比較し、共同委託による費用削減効果を算出。

9 なお、費用削減効果が中部圏域に限定される推計結果となっておりますが、これは、費用
 10推計に用いた1件当たりの検針単価（1者からの聞き取り値）が多くの実績値と乖離していたためと考えられます。このため、推計条件の精査が必要と判断し、以下
 11の削減効果を用いた財政シミュレーションは行っていません。

14 表 7.4.8 検針業務の共同委託による効果

対象区分	圏域	委託費(千円/年)			削減率
		広域化前 (単独委託)	広域化後 (共同委託)	共同委託に よる削減効果	
③	南部圏域	6,097	8,010	—	—
⑤	中部圏域	49,893	24,671	25,222	50.6%
⑥	北部圏域	54,652	103,641	—	—
⑦	北部3市	30,233	65,647	—	—

17 2) 今後の課題

18 今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

19 **【検針業務の共同委託に向けた課題】**

- ・ 広域化後の委託費は、年間の調定件数のみで推計を行った概算値であるため、検針対象範囲を踏まえた移動時間や必要人員数等を精査することが必要です。
- ・ 検針業務実績がある受託者への聞き取りにおいて、「検針業務だけでは広域化（共同委託）による効果は小さいと考えられる」といった回答もあったことから、料金徴収等他の営業業務と併せて一括委託することで、より広域化による効果が得られる可能性があります。

1 (3) スマートメーターの導入(b)

2 表 7.4.1 の対象区分③南部圏域（京都市、木津川市、府営水道エリアを除く）を対象に、
3 スマートメーターの導入による効果を推計しました。

6 1) 検討条件及び効果の算出方法

7 以下に示す考え方の下、費用削減効果を算出しました（表 7.4.9）。

8 **【考え方】**

- ・「スマート水道メーター導入の手引き（水道技術研究センター）」に整理されている「導入効果の検証」のケーススタディを参考に、導入に伴う費用（スマートメーター整備費、システム整備費等）と導入による効果額（既存メーターの廃止、検針業務削減等）を費目別に推計し、費用削減効果を算出。
- ・メーター単価、通信料単価は、手引きに記載されている最も安価な値を採用。

9 表 7.4.9 スマートメーターの導入による効果

10 (区分③南部圏域（京都市、木津川市、府営水道エリアを除く）)

	項目	小計	
		(百万円/50年)	(百万円/年)
費用	スマートメーター整備費	668	13.4
	通信システム通信料	258	5.2
	料金管理システム整備費・保守費	1,166	23.3
	計	2,091	41.8
効果	既存メーターの廃止	267	5.3
	検針業務削減	274	5.5
	既存料金管理システム整備費	674	13.5
	既存料金管理システム保守費	346	6.9
	配水管網(ブロック配水)における漏水量の低減	533	10.7
	宅内漏水(不感水量)の低減	53	1.1
	浄水場規模の縮減	110	2.2
	配水池規模の縮減	14	0.3
	配水管網の最適化	61	1.2
計	2,333	46.7	
スマートメーター導入による費用削減効果		242	4.8

2) シミュレーション結果

前述の削減効果を反映した財政シミュレーションを行いました（表 7.4.10）。なお、単
独運営、事務の広域的処理ともに料金改定を行った場合です。

いずれの項目においても、単独運営に比べ事務の広域的処理を行った場合は改善される
見通しとなっています。

【スマートメーターの導入による効果の概要】

- ・圏域全体で、維持管理費（50年間総額）が2.5%、給水原価（令和46（2064）年
度～令和50（2068）年度の5ヵ年平均）が1.0%、供給単価（令和46（2064）
年度～令和50（2068）年度の5ヵ年平均）が1.1%削減される。

表 7.4.10 スマートメーターの導入の試算結果

(区分③南部圏域（京都市、木津川市、府営水道エリアを除く）)

項目	単位	単独 運営	事務の広域的処理を行った場合 (スマートメーターの導入)		
			金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率
維持管理費 (50年間総額)	百万円	9,543	9,301	242	2.5%
給水原価 (R46-50平均)	円/m ³	1,199.8	1,188.2	11.6	1.0%
供給単価 (R46-50平均)	円/m ³	1,058.5	1,046.9	11.6	1.1%

3) 今後の課題

今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

【スマートメーターの導入に向けた課題】

- ・スマートメーターについては、通信や機器の仕様等について研究段階の事項が多
く、全国でも実証実験や一部地域への適用にとどまっている状況であり、メー
ター価格も高いことから、現時点では圏域内の一斉導入は難しいと考えられます。
- ・一方で、スマートメーターの導入は、検針業務を効率化し、検針員不足に対応で
きることや、取得データの活用によるサービス・危機管理の向上等に繋がるため、
今後の動向を注視していきながら、技術的な課題が解消され市場の活性化による
メーター価格の低下が進んだ際には、導入に向けた検討を行っていくことが必要
です。
- ・現行の水道メーターは事業者ごとに仕様が異なるため、スマートメーターを導入
する際は、各事業者における現行水道メーターの仕様や設置管路の状況を把握し
た上で、圏域全体での導入が可能となるよう、仕様の統一を図る必要があります。

1 (4) 料金管理システム構築・保守業務の共同委託(c)

2 表 7.4.1 の対象区分③南部圏域（京都市、木津川市、府営水道エリアを除く）、⑥北部圏域
3 (全事業者)、⑦北部圏域（北部3市）を対象に、料金管理システム構築・保守業務の共同委
4 託による効果を推計しました。

5 **【料金管理システム構築・保守業務】**

料金管理システムは、水道料金関係の各種業務（検針、調定・請求、収納等）に係るシステムであり、検針データを用いた水道料金の算出や、支払状況等の管理に使用します。

料金管理システムを利用する場合、事業者ごとに料金管理システムの仕様が異なることから、利用する事業者の意向に沿った機能となるよう、システム開発やネットワーク・関連機器の整備が必要となります（システム構築）。また、導入後においても、システムが正常に稼働しているか監視するとともに、システムに不具合やトラブルがあった場合はそれらの原因究明・復旧を行う必要があります（システム運用・保守）。これらシステムの構築・保守業務は専門性が高い業務となるため、多くの事業者がこれら業務を委託しています。

本検討では、これら業務の広域化として、対象圏域内の事業者がシステムの仕様を統一し共同利用した場合を想定し、広域化（共同委託）による委託費の削減効果を推計しました。

6
7 1) 検討条件及び効果の算出方法

8 以下に示す考え方の下、費用削減効果を算出しました（表 7.4.11）。

9 **【考え方】**

- ・「水道広域化検討の手引き（日本水道協会）」に整理されているモデルケースを参考に、各圏域の給水人口合計から料金管理等システムを共同委託した場合の委託費を算出（事業統合をした場合、経営の一体化をした場合の2パターン）。
- ・単独での委託費合計（各事業者に実績値を聞き取り）と比較することで、共同委託による費用削減効果を算出。

10
11 なお、広域化後の費用推計に用いた事例は「水道広域化検討の手引き」に記載されたモデルケースであり、府内各圏域の規模や地域特性とは異なること、推計式設定のデータ数
12 も少ないことから、推計条件の精査が必要と判断し、以下の削減結果を用いた財政シミュ
13 レーションは行っていません。
14

15
16 表 7.4.11 料金管理システム構築・保守業務の共同委託による効果

対象区分	圏域	委託費(千円/年)			削減率	委託費(千円/年)		削減率
		広域化前 (単独委託)	広域化後 (共同委託) (事業統合)	共同委託による削減効果		広域化後 (共同委託) (経営の一体化)	共同委託による削減効果	
③	南部圏域	35,133	20,509	14,625	41.6%	22,804	12,329	35.1%
⑥	北部圏域	102,050	30,209	71,841	70.4%	32,306	69,744	68.3%
⑦	北部3市	97,022	29,313	67,709	69.8%	31,429	65,593	67.6%

1 2) 今後の課題

2 今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

【料金管理システム構築・保守業務の共同委託に向けた課題】

- ・「水道広域化検討の手引き」には、共同化対象のエリア内における各事業者が小規模のため、広域化による効果がでない結果となった検討事例も記載されています。このように、前述の府内各圏域を対象に行った検討についても、推計条件を精査することで、効果がでない可能性があります。
- ・共同委託により同一のシステムを導入することになるため、各事業者で必要となる情報の整理やそれらを考慮した統一フォーマットの検討、料金請求・料金収納フローの統一など業務の標準化が必要になります。
- ・また、更なる効率化に向け、検針頻度や時期の整理など、業務の平準化に向けた検討も必要です。
- ・システムの更新時期は事業者ごとに異なるため、共同委託により同一のシステムを導入する際は、既存システムの契約延長可否や解約に伴う違約金の発生有無等を確認した上で、共同化を行う適切な時期を設定する必要があります。

3

4

1 (5) 保守点検業務の共同委託(d)(e)

2 表 7.4.1 の対象区分③南部圏域（京都市、木津川市、府営水道エリアを除く）、⑤中部圏域
3（全事業者）、⑥北部圏域（全事業者）、⑦北部圏域（北部3市）を対象に、水道施設の保守
4 点検業務（浄水場や配水池の保守点検・維持管理、電気設備や水質計器の点検、ろ過池・浄
5 化槽等施設の清掃、機械警備業務といった、管路を除く水道施設全般の維持管理及び保守点
6 検に係る業務）の共同委託による効果を推計しました（圏域全体を対象とした検討(d)）。

7 また、対象区分①南部圏域（全事業者）のみを対象とした検討を行い、委託先が同じであ
8 った城陽市、京田辺市、木津川市について、効果を推計しました（南部事業者を対象とした
9 検討(e)）。

10
11 1) 検討条件及び効果の算出方法

12 以下に示す考え方の下、費用削減効果を算出しました（表 7.4.12、表 7.4.13）。

【考え方】

《圏域全体(対象区分③⑤⑥⑦)を対象とした検討(d)》

- ・各事業者について、給水人口、浄水場施設数、配水能力、保守点検にかかる委託費を整理し、その中から比較的相関性の高かった浄水場施設数と委託費について関係式を算出。これに各圏域における全体の浄水場施設数を当てはめ、共同委託した場合の委託費を推計。
- ・単独での委託費合計（各事業者に実績値を聞き取り）と比較することで、共同委託による費用削減効果を算出。

《南部事業者(対象区分①)を対象とした検討(e)》

- ・複数事業者からの受託者に対し、現状（令和2（2020）年度）と同様の委託内容（点検箇所数、点検項目、提出図書等）で共同委託をした場合の委託費を聞き取り。
- ・共同委託をした場合の委託費と、単独での委託費合計（各事業者に実績値を聞き取り）を比較し、共同委託による費用削減効果を算出。

13
14
15 なお、圏域全体を対象とした検討(d)について、北部圏域では費用削減効果がないとの推
16 計結果となっていますが、これは、保守点検の業務内容が多岐にわたり、実際の委託内容
17 が事業者間で大きく異なっていること、費用推計に用いた推計式の元となるデータ数が少
18 なく、相関係数が低いことなどによるものと考えられ、推計条件の精査が必要と判断され
19 ます。また、南部事業者を対象とした検討(e)について、推計した費用削減効果が圏域全体
20 の維持管理費に対して少額となっています。このため、これらの結果を用いた財政シミュ
21 レーションは行っていません。

22

1 表 7.4.12 保守点検業務の共同委託による効果（区分③⑤⑥⑦を対象(d)）

対象区分	圏域	委託費(千円/年)			削減率
		広域化前 (単独委託)	広域化後 (共同委託)	共同委託に よる削減効果	
③	南部圏域	33,311	25,493	7,818	23.5%
⑤	中部圏域	217,911	101,722	116,189	53.3%
⑥	北部圏域	214,575	254,181	—	—
⑦	北部3市	73,818	72,164	1,654	2.2%

※北部圏域の広域化前委託費には、直営で業務を行っている伊根町分は含まない。

2

3

4 表 7.4.13 保守点検業務の共同委託による効果（区分①南部圏域（全事業者））を対象(e)）

共同委託を行う事業者	委託費(千円/年)			削減率
	広域化前 (単独委託)	広域化後 (共同委託)	共同委託に よる削減効果	
3事業者(城陽市、京田辺市、木津川市)	6,535	6,256	279	4.3%

※委託先が重複する業務のみを対象として推計

5

6

7 2) 今後の課題

8 今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

【保守点検業務の共同委託に向けた課題】

- ・保守点検業務は、事業者ごと・対象施設ごとに委託内容が異なるため、保守点検業務に係る詳細な情報（対象施設の概要（配置・規模・監視点数・制御点数）、管理体制、設備点検状況（点検項目・点検頻度・点検に要する時間等））を把握する必要があります。その上で、共同委託を想定した点検業務実施の考え方、その考え方に基づく作業量や管理区域等を検討し、委託費を精査することが必要です。
- ・複数事業者からの受託者への聞き取りにおいて、「山間部の施設の管理を受託しているが、施設も離れており、効率化は期待できない。隣接する市町では効果があるかもしれない」といった回答もあったことから、効果が見られなかった圏域や事業者の組合せにおいても、近接した施設に限定して共同委託を検討することで、広域化による効果が得られる可能性があります。

9

10

11

12

1 (6) 水質検査業務の共同委託（南部事業者を対象）(f)

2 表 7.4.1 の対象区分①南部圏域（全事業者）のうち委託先が同じであった事業者を対象に、
3 水質検査業務の共同委託による効果を推計しました。

4

5 1) 検討条件及び効果の算出方法

6 以下に示す考え方の下、費用削減効果を算出しました（表 7.4.14）。

【考え方】

- ・ 共同委託することで、作業の効率化等（1 検体当たりに係る分析作業の縮小や運搬・採水といった同一作業の集約・効率化等）に繋がり、単独での委託に比べ委託費が安価となる可能性がある。
- ・ 複数事業者からの受託者に対し、現状（令和 2（2020）年度）と同様の委託内容（点検箇所数、分析検体数、提出図書等）で共同委託をした場合の委託費を聞き取り。
- ・ 共同委託をした場合の委託費と、単独での委託費合計（各事業者に実績値を聞き取り）を比較し、共同委託による費用削減効果を算出。

7

8

9 なお、推計した費用削減効果が圏域全体の維持管理費に対して少額であることから、こ
10 の結果を用いた財政シミュレーションは行っていません。

11

12 **表 7.4.14 水質検査業務の共同委託による効果（区分①南部圏域（全事業者））を対象**

共同委託を行う事業者	委託費(千円/年)			削減率
	広域化前 (単独委託)	広域化後 (共同委託)	共同委託に よる削減効果	
2事業者(城陽市、精華町)	4,939	4,692	247	5.0%
2事業者(八幡市、京田辺市)	553	469	84	15.2%

13 ※委託先が重複する業務のみを対象として推計

14

15

1 2) 今後の課題

2 今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

【水質検査業務の共同委託に向けた課題】

- ・ 前述の広域化後の委託費用は、現在（検討時点）の状況から推計した概算値であるため、今後の事業環境の変化や、入札方法、採水方法の統一等により金額が変化する可能性があります。
- ・ 同じ水質検査業務であっても、事業者ごとに委託内容が異なるため（採水時期や検査頻度、検査項目、委託範囲（採水から委託、分析のみを委託等）、成果物の様式等）、共同委託を行う際は、まずはそれらの違いを把握する必要があります。
- ・ その上で、作業の効率化による委託費削減を図るため、事業者間で調整を行い、委託内容を統一（全てが難しい場合は部分的に）することが必要です。
- ・ また、上記調整を図った上で、最新の状況を踏まえた共同委託による委託費を推計することが必要です。

3

4

(7) 窓口業務の広域化(g)

表 7.4.1 の対象区分⑥北部圏域（全事業者）を対象に、窓口業務（料金事務に係る、窓口対応・滞納整理・開閉栓・検針・収納・調定）を各事業者単独で委託した場合（現状と同様）と、広域化（5市2町でセンター化）した場合の委託費を推計し、広域化による委託費の削減効果を把握しました。

1) 検討条件及び効果の算出方法

以下に示す考え方の下、委託費の削減効果を算出しました。

【考え方】

- ・ 調定や滞納整理の実施拠点を1箇所（センター化）とする（共同委託＋センター化）。
- ・ 5年契約を前提として1年間分を算出。
- ・ これによる委託費の削減効果額は表 7.4.15 のとおり。
- ・ 上記効果額を維持管理费用より差し引くことで、広域化後の削減効果を算出（表 7.4.16）。

表 7.4.15 窓口業務の広域化による効果（委託費）

市町	委託費(千円/年)		効果額
	各市町が 単独委託	5市2町での センター化	
福知山市	78,225	72,015	6,210
舞鶴市	67,935	62,309	5,626
綾部市	40,740	37,481	3,259
宮津市	30,240	27,867	2,373
京丹後市	48,300	44,436	3,864
伊根町	17,700	16,284	1,416
与謝野町	35,910	33,037	2,873
圏域全体	319,050	293,429	25,621

※効果額＝単独委託の委託費－センター化の委託費

表 7.4.16 窓口業務の広域化による効果（維持管理費）

市町	将来の維持管理費(千円/年)			削減率
	広域化前	広域化による 費用削減効果	広域化後	
福知山市	521,743	6,210	515,533	1.2%
舞鶴市	324,015	5,626	318,389	1.7%
綾部市	249,034	3,259	245,775	1.3%
宮津市	114,193	2,373	111,820	2.1%
京丹後市	435,464	3,864	431,600	0.9%
伊根町	21,388	1,416	19,972	6.6%
与謝野町	107,976	2,873	105,103	2.7%
圏域全体	1,773,813	25,621	1,748,192	1.4%

※広域化前の維持管理費は、各事業者のH28～H30年度実績値の3ヵ年平均

1 2) シミュレーション結果

2 前述の効果を反映した財政シミュレーションを行いました（表 7.4.17）。なお、単独運
3 営、事務の広域的処理ともに料金改定を行った場合です。

4 いずれの項目においても、単独運営に比べ事務の広域的処理を行った場合は改善される
5 見通しとなっています。

6 **【窓口業務の広域化による効果の概要】**

- ・北部圏域全体で、維持管理費（委託費、50年間総額）が1.4%、給水原価（令和46（2064）年度～令和50（2068）年度の5ヵ年平均）が0.2%、供給単価（令和46（2064）年度～令和50（2068）年度の5ヵ年平均）が0.3%削減される。

7
8

表 7.4.17 窓口業務の広域化の試算結果（区分⑥北部圏域（全事業者））

項目	単位	単独 運営	事務の広域的処理を行った場合 （窓口業務の広域化）		
			金額 値	削減額 改善量	削減率 改善率
維持管理費 （50年間総額）	百万円	90,670	89,389	1,281	1.4%
給水原価 （R46-50平均）	円/m ³	591.6	590.2	1.4	0.2%
供給単価 （R46-50平均）	円/m ³	549.6	548.2	1.4	0.3%

9
10
11
12

3) 今後の課題

今後の検討においては、以下の点に留意する必要があります。

13 **【窓口業務の広域化に向けた課題】**

- ・今後の実現に向け、費用の精査や対象業務の実施手順や規定の統一、人員配置の検討及びそれらに係る事業者間の調整等を行っていく必要があります。

14
15
16

1 (8) 今後の課題（事務の広域的処理全般）

2 前述の対象業務を含め、事務の広域的処理を今後検討する上で、以下の点に留意する必要
3 があります。

【事務の広域的処理に向けた課題】

- ・水道事業の基盤強化は、差し迫った課題であることから、可能な範囲からの共同化を進めて行く必要があります。
- ・共同委託においては、圏域全体を対象とした場合、委託範囲の拡大により、実施可能な委託先が限定される（またはなくなる）可能性があります。このため、まずは地域の実情や委託先の状況、共同委託による効果を踏まえた現実的な範囲で共同委託を行い、効率化が図れる場合は順次委託範囲の拡大を検討することが有効と考えられます。
- ・同一の業務であっても、事業者ごとに実施手順や実施上のルール、実施体制（直営または委託）、地域特性等、様々な事項において状況が異なることから、広域化の検討を行う際はそれらの違いを把握する必要があります。
- ・事業者間の業務内容の差異を把握した上で、業務の平準化、標準化に向けた検討を進める必要があります。また、広域化する上での細かな取り決めや費用配分、責任の所在等を考える必要があります。
- ・技術力の継承や災害時への備えといった費用削減以外の効果が期待できる事務の広域的処理（合同研修や災害時の応援協定締結等）についても、積極的に推進していくことが重要です。

4
5
6
7

7.4.4 府営水道エリアにおける広域化の検討状況

府営水道においては、京都府営水道ビジョンに基づき、表 7.4.1 の対象区分④府営水道エリア内の浄水場を対象に、浸水・地震・土砂・湧水リスクや施設更新等を考慮した施設統廃合案を検討しており、ここでは、その推計結果を示します。

(1) 対象の設定

府営水道エリア内の浄水場を対象に、2つの統廃合案を設定しました（表 7.4.18）。

表 7.4.18 施設統廃合案（区分④府営水道エリア）

統廃合案等		施設数 (箇所)	施設能力 (千m ³ /日)
	現在の施設状況	21	295
A案	大規模集約を念頭に府営水道の施設を維持し、市町の施設を削減するケース	9	214
B案	小規模分散を念頭に府営水道の施設を削減し、市町の施設を維持するケース	13	202

～府営水道エリアにおける広域化シミュレーションに関する留意事項～

- 施設統廃合案は、あくまでも費用削減効果を検証するため、府営水道が独自に選定したものであり、実際に施設の統廃合計画があるわけではありません。
- 本シミュレーションは、一定の条件で推計したものであり、条件設定次第で広域化による効果は変動することに留意が必要です。

(2) 検討条件及び効果の算出方法

施設統廃合案の設定方法及び財政シミュレーションの基本条件は以下のとおりとしました。

【統廃合パターンの設定方法】

- ・大規模集約及び小規模分散の2案を設定。
- ・対象施設及び時期は、浄水場の老朽化具合や施設更新時における水量確保の観点から選定。

【統廃合による費用削減効果】

- ・洪水等のリスク対策に係る費用を追加計上したうえで、廃止施設にかかる維持管理費を算出し、費用削減効果として設定。

【財政シミュレーションの基本条件】 ※詳細は資料編5参照

- ・建設改良費及び維持管理費については、上記統廃合案による経費を反映（国庫補助金は算入していない）。
- ・その他財政シミュレーションに係る基本条件は、「5.1 検討条件」と同じとする。

1 (3) シミュレーション結果

2 前述の統廃合パターンにおいて、財政シミュレーションを行い、浄水場の統廃合による費
 3 用削減効果を算出しました（表 7.4.19）。

4 以下に示すとおり、現状の施設を維持する場合に比べ統廃合後は経済性及び効率性の面に
 5 において効果が得られる見通しとなっています。

【施設統廃合による効果の概要】

・府営水道エリア全体で、40年間の収益的支出が71～129億円削減され、給水原価（40
 6 年間平均）が3.1～5.6円/m³低減される。

7 表 7.4.19 評価結果（区分④府営水道エリア）

項目	単位	現状施設 維持	施設統廃合を行った場合			
			A案		B案	
			値	削減額	値	削減額
収益的支出 （40年間総額）	億円	6,811	6,682	129	6,740	71
給水原価 （40年間平均）	円/m ³	296.9	291.3	5.6	293.8	3.1

10 (4) 経営形態のあり方検討について

11 府営水道においては、府営水道エリア全体の水道事業のあり方についても検討を進めるこ
 12 ととしており、前述の府営水道と受水市町全体の施設規模や配置の適正化の検討に加え、京
 13 都府営水道ビジョン（第2次）の計画期間中（令和5（2023）～令和14（2032）年度）に、
 14 経営の一体化を含めた経営形態のあり方についても検討を進めることとしています。

【京都府営水道ビジョン（第2次）案（抜粋）】

【広域化・広域連携の推進と経営形態の検討】

健全で安定的な経営形態を構築し、府民への負担を極力軽減するため、効果の見込
 める連携事業に取り組むとともに、府営水道と受水市町全体の施設規模や配置の適正
 化、経営の一体化を含めた経営形態のあり方など、あらゆる選択肢について検討を進
 める。

検討に当たっては、府営水道と受水市町双方が、将来の姿について共通認識を持っ
 て進めて行くことが重要であるため、計画期間である10年後の府営水道の姿とし
 て、以下のとおり目標を定める。

<10年後の府営水道の姿>

- コストとリスクのバランスのとれた適正な施設規模と配置の実現に向かって、施設整備方針が合意され、その方針に従って施設整備を進めている。
- 管理の一体化や施設の共同化といった連携事業に取り組むとともに、経営形態のあり方についての検討が進み、その内容に沿った事業運営を行っている。

1 7.5 推進方針等

2 7.5.1 広域化の必要性

3 これまで見てきたように、事業者は、ヒト、モノ、カネの全てに深刻な課題を抱えており、今
 4 後、いずれの事業者も人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれ、より一層の経営努力による
 5 経費削減が不可欠となることから、事業統合や経営の一体化といった抜本的方策も積極的に検討
 6 し、将来の更なる人口減少に備えて、早急に事業の基盤強化を行うことが必要です。広域化は、
 7 スケールメリットにより、経費削減、組織体制の強化、専門職員の確保、危機管理能力の向上等
 8 が見込めるため、有効な基盤強化策の一つと言え、広域化の検討を進めることは非常に重要です。

9 広域化には様々な形態がありますが、中でも、事業統合や経営の一体化は、より合理的な経営
 10 判断を迅速に行うことが可能で、かつ効果も高いため、一部の事業者からは検討すべきとの意見
 11 が挙がっています。一方で、地域や事業者によって経営状況をはじめ環境が異なっており、広域
 12 化に対するスタンスも様々であることから、慎重な意見を持っている事業者があることも事実で
 13 す。

14 こうした地域の実情を踏まえながら、京都府と事業者は、施設の共同化や事務の広域的処理な
 15 どの効果が見込める連携事業は躊躇なく取り入れ、地域の水道事業を守るという共通の目標のも
 16 と、水道事業の理想型を追求しながら真摯に議論し、取組を進めていく必要があります。

17 また、住民に不安を与えず理解を得ていくためには、一つ一つの課題について丁寧に整理し検
 18 討していく必要があります。

19
 20 7.5.2 広域化の取組方針

21 これまで、南部圏域では水道施設台帳電子化事業の共同実施、中部圏域では亀岡市から南丹市
 22 への水道用水供給事業の開始、北部圏域では窓口業務等委託の共同発注や電力の共同調達など、
 23 実現可能なものから広域化に取り組んできました。また、府は、事業者の経営環境・経営状況に
 24 係る現状分析や将来見通し、様々な広域化のシミュレーションを実施し、その結果を示すことで、
 25 事業者相互の課題を共有し、解決に向けての検討が進むよう努めてきました。

26 これらの実績も踏まえ、事業者は引き続き、第6章に掲げた将来目標の実現に向け、自らの現
 27 状と将来の課題を把握しその対策を講じるとともに、単独では解決が困難な課題については、連
 28 絡会議や推進協議会等の場を活用し、共通の課題を抱えた他の事業者との連携による解決策を検
 29 討していきます。

30 府は今後も事業者個別の取組を支援するとともに、地域の実情に応じた広域化の検討が進めら
 31 れるよう、リーダーシップを発揮して、推進役としての役割を果たしていくとともに、京都市や
 32 府営水道、中核的な事業者の協力も得ながら、市町村の広域化の取組に対する支援等を行って
 33 きます。

34 また、京都市や府営水道、中核的な事業者は、引き続き、府とともにリーダーシップを発揮し、
 35 圏域内のみならず府内全域に向けた技術支援（業務の共同化や研修施設の活用等）、情報交換や
 36 調査・研究等、広域化を先導する役割が期待されています。

37 なお、圏域や府県域を超えた広域化の検討が必要な場合は、府も当該事業者と連携して、検討
 38 に取り組みやすい環境作りに努めていきます。

7 1 7.5.3 今後の取組及びスケジュール

2 前述の推進方針に基づき、圏域ごとに当面実施する広域化の具体的な取組や今後のスケジュール
3 を示します（表 7.5.1～表 7.5.3）。各圏域においては、地域の実情に応じた形態で取組を順次
4 展開していきます。

5 なお、取組の推進に当たっては、住民や議会の理解を得る必要があることから、水道事業の現
6 状や課題について丁寧な説明を行っていく必要があります。

7 表 7.5.1 今後の取組及びスケジュール（南部圏域）

構成事業者	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、 大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、 府営水道 計 1府8市7町1村				
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 年後には 1.5 割程度の人口減少が見込まれる。 ・ 府内最大規模の事業者である京都市や府営水道受水市町を中心に人口が集中している地域がある一方で、人口減少が進んでいる地域もあり、相楽郡等には小規模な水道施設が点在している。 ・ 府営水道が用水供給を行っている受水市町があり、危機管理や人材育成等でも連携した取組が行われている。 ・ 相楽東部広域連合（笠置町、和束町及び南山城村）や乙訓消防組合（向日市、長岡京市及び大山崎町）等により、広域行政が行われている。 				
将来の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府営水道と受水市町の関係や京都市の組織力をてこに、施設の共同化、業務や管理の共同化をはじめとする広域連携を推進しながら、地域の実情を踏まえて、更なる広域化を目指す。 				
取組内容	<p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務の共同実施や営業業務の共同委託等の広域連携を幅広く検討する。 ・ 笠置町、和束町及び南山城村共同で水道施設台帳の電子化を行った実績を踏まえ、引き続き、既存の広域行政の枠組みを活用した事務の広域的処理について検討を行う。 ・ 府営水道と受水市町において、効果の見込める連携事業に取り組むとともに、府営水道と受水市町全体の施設規模や配置の適正化、経営の一体化を含めた経営形態のあり方など、あらゆる選択肢について検討を実施。 ・ 府営水道において、府内最大事業者である京都市などの事業者と連携した応急復旧資機材等の相互融通など、広域的な調達・支援を可能にする体制について検討を実施。 ・ 京都市や府営水道を含めた圏域全体の連携のあり方について、引き続き議論を進める。 <p><具体的な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市による府内の水道水の異物検査の受託。 ・ 京都市の体験型の「水道技術研修施設」を活用した研修実施による、府内の事業者の人材育成の推進。 ・ できることから窓口業務・維持管理業務等の共同発注を進める。 				
スケジュール	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">R5(2023)</td> <td style="text-align: center;">R10(2028)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	R5(2023)	R10(2028)		
R5(2023)	R10(2028)				

1

表 7.5.2 今後の取組及びスケジュール（中部圏域）

構成事業者	<p>亀岡市、南丹市、京丹波町</p> <p style="text-align: right;">計 2市1町</p>
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・25年後には、府内で最も顕著な3割強の人口減少が見込まれる。 ・山間部に小規模な水道施設が多く点在している。 ・京都中部広域消防組合（亀岡市、南丹市及び京丹波町）等により、広域行政が行われている。
将来の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内で可能な広域連携を実施しながら、地域の実情を踏まえて、更なる広域化を目指す。 また、必要に応じて、他の圏域内の事業者との広域連携も検討する。
取組内容	<p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市と南丹市の間で緊急時連絡管の整備について検討・協議を進める。 ・圏域3市町で勉強会を開催し、施設の共同設置、維持管理業務の共同実施や営業業務の共同委託等の広域連携に向けた検討を行う。 ・近隣圏域の事業者の取組を情報収集し、隣接事業者からの区域外給水等も含め、連携の可能性がある取組があれば、導入の可否を検討する。
スケジュール	<p style="text-align: center;">R5(2023) R10(2028)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 幅広い広域連携に向けた検討 </div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 更なる広域化を見据えた検討 </div> </div>

2

3

4

5

1

表 7.5.3 今後の取組及びスケジュール（北部圏域）

構成事業者	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹后市、与謝野町、伊根町 計 5市2町
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・25年後には3割程度の人口減少が見込まれる。 ・山間部に小規模な水道施設が多く点在している。 ・構成市町の間で、「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」が設置され、一つの経済・生活圏として地域の活性化を図る取組が行われている。また、同協議会が令和3（2021）年3月に策定した「第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョン」において、連携深化プロジェクトの一つとして水道事業の広域連携・広域化事業が位置づけられており、「広域連携について検討を行い、連携できる市町から順次取り組む」としている。
将来の方向性	・これまで様々な連携を積み重ねて築いた関係をもとに、窓口業務等委託の共同発注や電力の共同発注などの広域連携を推進しながら、地域の実情を踏まえて、更なる広域化を目指す。
取組内容	<p><今後の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の協議会等の枠組みを活用した広域連携の検討を継続する。 ・窓口業務・施設等管理業務や電力の共同発注の範囲・市町の拡大、その他水質検査や財務会計・料金システムの共同化等の幅広い広域連携について協議を進める。 ・福知山市、舞鶴市、綾部市において、同じく由良川を水源とする府工業用水道も含めた施設の共同利用や管理の共同化について協議を進める。 ・京丹后市と与謝野町で、緊急時連絡管の整備などの緊急時相互応援給水のあり方について調査研究を進める。 ・宮津市と与謝野町で、緊急時連絡管の整備などの緊急時相互応援給水のあり方について調査研究を進める。 <p><具体的な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるところから窓口業務・水質検査業務等の共同発注を進める。 ・できるところから財務会計、料金徴収システムの共同化を進める。
スケジュール	<p>R5(2023) R10(2028)</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">・幅広い広域連携の継続・拡大 ・施設共同化に向けた検討</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px; flex-grow: 1;"> <p style="font-size: 0.8em;">更なる広域化を見据えた 検討</p> </div> </div>

2

3

4

第8章 目標の実現に向けて

8.1 目標実現のための役割

将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を構築するためには、広域自治体としての京都市と経営主体としての事業者がそれぞれの役割を果たすことが必要です。府及び事業者は、それぞれの状況や立場に応じて、以下のような役割を担い、連携を図りながら、本計画に掲げた施策を推進していきます（表 8.1.1）。

表 8.1.1 目標実現に向けた府・事業者の役割

京都市
<ul style="list-style-type: none">経営面や技術面に関する助言、先進事例についての情報提供、水道職員の能力向上を図るための研修の開催等により、事業者の経営を支援します。京都市生活基盤施設(水道施設)耐震化等補助金やふるさとの水確保対策事業費補助金を効果的に活用して、事業者を財政的に支援します。圏域ごとの推進協議会や連絡会議等を開催し、事業者間の連携を支援します。事業者の広域化の検討が進むよう、リーダーシップを発揮し、推進役としての役割を果たします。意見聴取会議における第三者意見を参考に、目標の実現に向けてフォローアップを行い、必要に応じて更なる支援策を講じます。
事業者
<ul style="list-style-type: none">現在の経営状況や課題、将来の見通しを把握して、将来にわたる安定的な経営の継続のため、経営の効率化と基盤強化を図ります。本計画で掲げる目標に留意して、水道ビジョンの策定・見直しを行い、目標実現のための取組を推進します。住民等に対して、経営状況等について理解を得られるように、日頃から、わかりやすい情報提供と、適切な説明を行います。共通の課題を抱えた他の事業者や民間事業者との連携により、単独では解決が困難な課題について、解決策を検討していきます。京都市や府営水道、中核的事業者は、府内、圏域内の広域化におけるリーダー的な役割を担います。

それぞれの事業者が維持し守ってきた水道事業をより強化し、水道事業者としての公的な責任をしっかりと果たしていくという観点から、事業者単独での取組に加え、民間事業者の技術やノウハウを活用する公民連携や第7章で示した広域化を進めることなどにより、経営の効率化やサービス水準の向上を図っていきます。

1 8.2 フォローアップ

2 毎年度、本計画の取組状況のフォローアップを実施するとともに、事業者の事業状況等もと
3 まとめて公表します。

4 あわせて、意見聴取会議における意見を参考に、目標実現に向けたより効果的な取組を追求し
5 ていくとともに、好事例については水平展開を推進していきます。

6 なお、広域化の進捗状況等に応じて、適宜内容の見直しを行うとともに、社会経済情勢が大
7 く変換し、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直
8 しを行います。

9 また、最終年度である令和 10（2028）年度を目途に新たなグランドデザインを作成する際
10 に、更に長期間を見通した目標の設定等が必要となります。

11 さらに、人口減少下において合理的に水道事業の基盤強化を実現するための手法として、圏域
12 の枠にとどまらず、今回のシミュレーションでは実施していない府内一水道や、府営水道や京都
13 市を中心とした広域化、他府県との広域化は有効な選択肢の一つとなるため、今後も長期的かつ
14 幅広い視野を持って検討を進めていく必要があります。

15 加えて、こうした取組には実現までに長い時間を要するため、その間の中小事業者に対する支
16 援組織（体制）の構築についても検討を進めていく必要があると認識しており、本計画期間にお
17 いても並行してこれらの検討を進めていきます。

18

【資料編】

目 次

1. 水需要予測の予測手法について.....	(1)
2. 更新需要の算定方法.....	(2)
3. 財政シミュレーションの算定条件.....	(3)
4. 経営統合による削減効果の検討条件.....	(5)
5. 府営水道エリアにおける検討条件.....	(7)
6. 用語集.....	(8)
7. 京都水道グランドデザイン改定にあたっての経過.....	(12)

1. 水需要予測の予測手法について

(第4章 4.1 水需要の見直し 関連)

水需要予測は、以下の手順で算出しました (図 1.1)。

なお、府営水道エリアについては、府営水道において同様の手法で実施した水需要予測結果を反映しました。

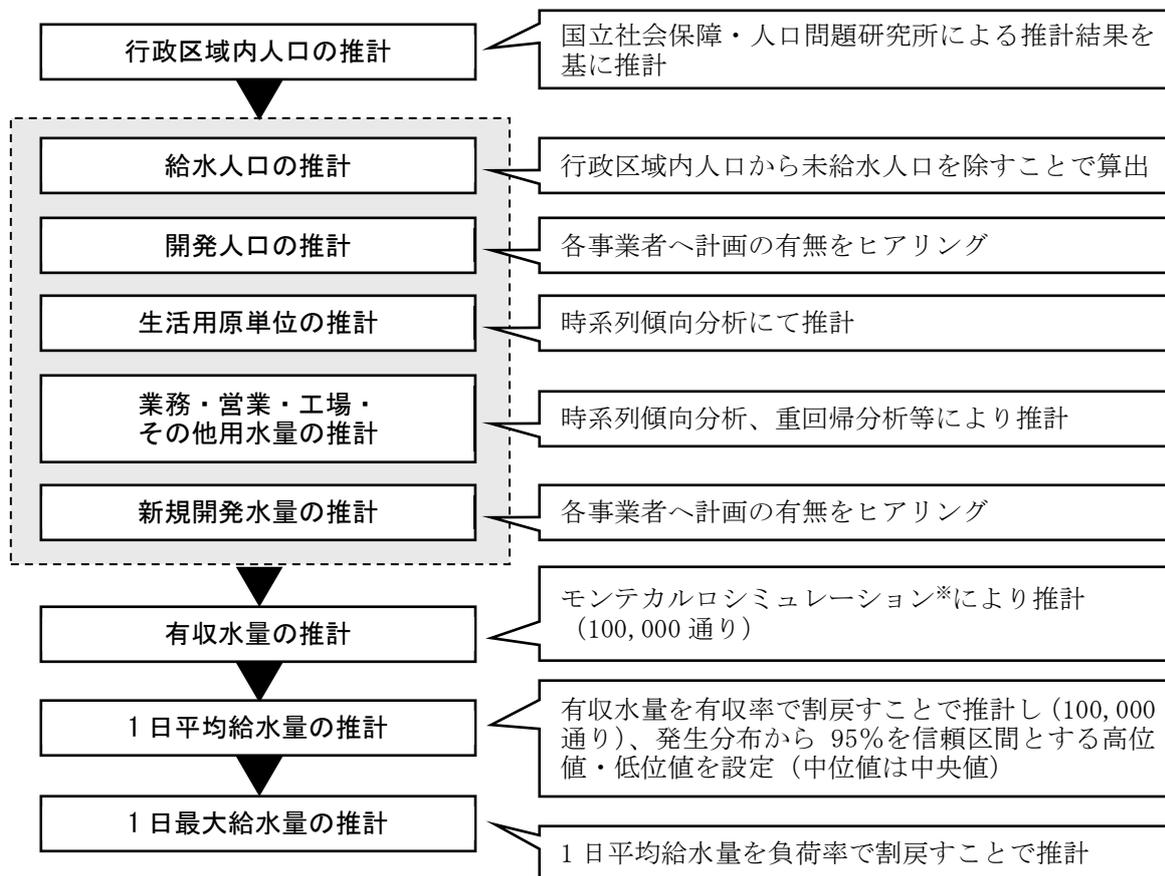


図 1.1 水需要予測検討手順

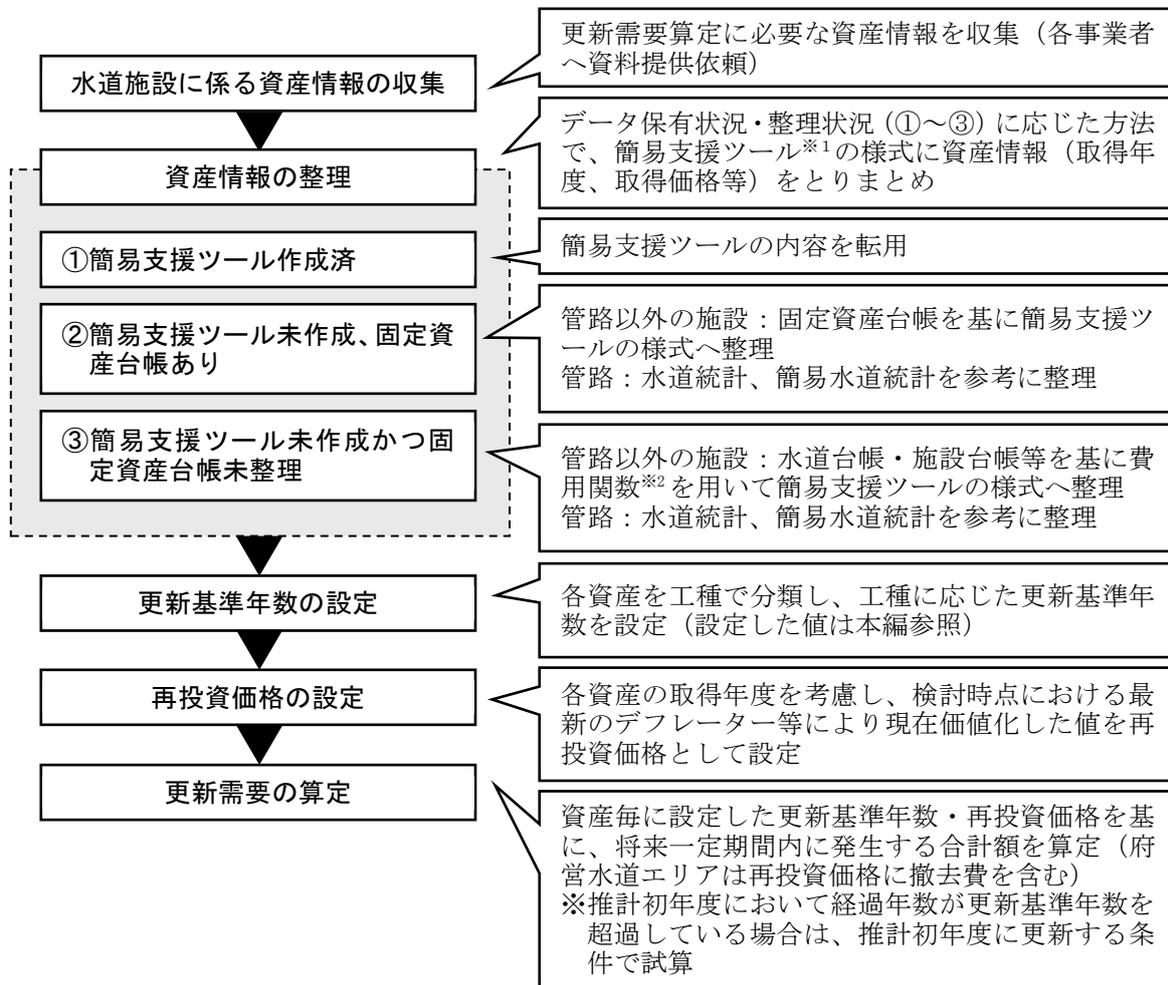
※ モンテカルロシミュレーション

- ・モンテカルロシミュレーションとはある事象が起こる可能性を統計的に確認するための手法である。
- ・今回の水需要予測においては、各要素 (給水人口、生活用原単位等) にそれぞれ上下限の幅を設定し、各要素は互いに独立 (影響を及ぼし合わない) と仮定した。
- ・各要素に幅を持たせた上限値～下限値の範囲の中からランダムに値を取り出し、計算を「10万通り」行うことで、各要素の「上限値どうし」及び「下限値どうし」の計算結果が統計的に可能性の低いことを確認し、過大な推計を回避している。

1 2. 更新需要の算定方法

2 (第4章 4.2 更新需要の見通し 関連)

3 更新需要の見通しは、以下の手順で算出しました (図 2.1)。
 4 なお、府営水道エリアについては、府営水道において同様の手法で実施した算定結果を反映し
 5 ました。



6
7
8

図 2.1 更新需要算定手順

※1 簡易支援ツール

- 「水道事業におけるアセットマネジメント (資産管理) に関する手引き」(H21.7) に基づき、水道事業者が極力時間と手間をかけずにアセットマネジメントを実践できるよう、厚生労働省が作成・公表したツール。
- 本ツールの様式に合わせて各施設 (管路と管路以外に区分) に係る資産情報を整理することで、市全体における健全度や更新需要の将来見通しが簡易に推計可能である。

※2 費用関数

- 「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」(H23.12 厚生労働省健康局水道課) において、費用実績調査等から作成された費用関数が示されている。
- 本手引きで示されている費用関数は平成 22 (2010) 年度時点の価格であり、消費税も 5%として整理されているため、今回の更新需要算定においては、デフレーターによる補正及び消費税補正 (5%→10%) を行っている。

9

3. 財政シミュレーションの算定条件

(第5章 事業経営の見通し 関連)

3.1 府営水道エリア

財政シミュレーションの算定条件は、以下に示すとおりです（表3.1）。

表 3.1 財政シミュレーションの算定条件（府営水道エリア）

項目	設定方法	
シミュレーション期間	・平成30（2018）年度～令和39（2057）年度の40年間	
収益的収入	給水収益	・年間有収水量×供給単価
	供給単価	・平成29（2017）年度の実績値（給水収益÷年間有収水量）で将来一定
	その他営業収益、その他営業外収益	・平成27（2015）年度～平成29（2017）年度の3ヵ年平均で将来一定
	長期前受金戻入	・既設：事業者へのヒアリング結果を踏まえ設定 ・新設：法定耐用年数40年、償却率0.025（定額法）、全額償還で算出（簡易支援ツールの計算方法）
	特別利益	・見込まない
収益的支出	人件費、維持管理費、その他費	・平成27（2015）年度～平成29（2017）年度の3ヵ年平均で将来一定 ・維持管理費のうち動力費及び薬品費については、平成27（2015）年度～平成29（2017）年度の3ヵ年平均を基準に有収水量に応じて増減させた値を設定
	支払利息	・旧債：事業者へのヒアリング結果を踏まえ設定 ・新債：5年据置、25年償還、利息は2.0%年賦で算出（簡易支援ツールの計算方法）
	減価償却費	・既設：事業者へのヒアリング結果を踏まえ設定 ・新設：資産別の法定耐用年数による償却率（定額法）、全額償還で算出
	受水費	・受水量×府営水道の給水原価（年度別の推計値）
資本的収入	企業債	・建設改良費に対する企業債充当率を、11事業者全体の3ヵ年平均（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）で将来一定として算出（58%）
	一般会計出資金・補助金、 他会計借入金・国庫（県） 補助金、工事負担金	・見込まない
	その他収入	・平成27（2015）年度～平成29（2017）年度の3ヵ年平均で将来一定
	建設改良費	・「資料編2. 更新需要の算定方法」で示した方法で算出した年度別の値を設定
資本的支出	企業債償還金	・旧債：事業者へのヒアリング結果を踏まえ設定 ・新債：5年据置、25年償還、利息は2.0%年賦で算出（簡易支援ツールの計算方法）
	他会計長期借入金返還金、その他	・平成27（2015）年度～平成29（2017）年度の3ヵ年平均で将来一定

※推計に用いた平成27（2015）年度～平成29（2017）年度の実績値は、関連市町に確認の上、イレギュラー値（当該数値を使用するの将来推計は不適切と考えられるような、一部期間にのみ特異的に発生した事象による影響を受けた数値）を除外している。

3.2 府営水道エリアを除く各事業者

財政シミュレーションの算定条件は、以下に示すとおりです (表 3.2)。

表 3.2 財政シミュレーションの算定条件 (府営水道エリアを除く)

項目	設定方法	
シミュレーション期間	令和元 (2019) 年度～令和 50 (2068) 年度の 50 年間	
収益的収入	給水収益	年間有収水量×供給単価
	供給単価	料金改定を行うことを前提とし、平成 30 (2018) 年度の資金残高を下回らない値を 5 年毎に設定 (料金改定の考え方は本編 p47 に示すとおり)
	その他営業収益、その他営業外収益	平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の 3 ヶ年平均で将来一定
	長期前受金戻入	既設：40 年間で一定減少 新設：法定耐用年数 40 年、償却率 0.025 (定額法)、全額償還で算出 ※いずれも簡易支援ツールの計算方法で算出
	特別利益	見込まない
収益的支出	人件費、維持管理費、その他費	平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の 3 ヶ年平均で将来一定 受水費もその他費に合算
	支払利息	旧債：将来 1 年目は最新年度どおり、以降 20 年間で直線減少 新債：5 年据置、25 年償還、利息は 2.0%年賦で算出 ※いずれも簡易支援ツールの計算方法で算出
	減価償却費	既設：40 年間で一定減少 新設：法定耐用年数 40 年、償却率 0.025 (定額法)、全額償還で算出 ※いずれも簡易支援ツールの計算方法で算出
資本的収入	企業債	建設改良費に対する企業債充当率を、圏域毎の 3 ヶ年平均 (平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度) で将来一定として算出 (南部圏域(全事業者)：41.7%、南部圏域(京都市・府営水道エリアを除く)：25.4%、中部圏域：44.4%、北部圏域：48.4%、北部 3 市：42.4%)
	一般会計出資金・補助金、他会計借入金・国庫 (県) 補助金、工事負担金	見込まない
	その他収入	平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の 3 ヶ年平均で将来一定
資本的支出	建設改良費	「資料編 2. 更新需要の算定方法」で示した方法で 100 年間の工事費を算出し、単年当たりの工事費 (平均値) を設定 (平準化を想定)
	企業債償還金	旧債：最新実績の企業債残高を 20 年間直線減少で償還 新債：5 年据置、25 年償還、利息は 2.0%年賦で算出 ※いずれも簡易支援ツールの計算方法で算出
	他会計長期借入金返還金、その他	平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の 3 ヶ年平均で将来一定

※推計に用いた平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の実績値は、関連市町村に確認の上、イレギュラー値 (当該数値を使用しての将来推計は不適切と考えられるような、一部期間にのみ特異的に発生した事象による影響を受けた数値) を除外している。また、一部市町村においては、簡易水道の統合を考慮し、「平成 28 (2016) 年度～平成 30 (2018) 年度の 3 ヶ年平均」を「平成 29 (2017) 年度～平成 30 (2018) 年度の 2 ヶ年平均」としている。

1 4. 経営統合による削減効果の検討条件
2 (第7章 7.4.1 経営統合による削減効果 関連)

【経営統合による費用削減効果の算出方法】 ※算定式及び算定結果は次頁参照

- ・ 経営統合を行った場合、経営主体が一つに集約されることから、人件費・維持管理費については、類似団体（同規模）と同程度の費用になると仮定した。
- ・ 経営統合後は、営業業務の委託や水道施設の包括的民間委託、複数業務の一括委託等により業務の効率化が図られることが想定されるため、経営統合後を想定した類似団体として、これらの事業形態に該当する事業体を選定した。
- ・ 上記内容を踏まえ、全国の事業体のうち対象圏域合計と類似する事業体を抽出し、それら事業体における給水人口と人件費・維持管理費を整理した。給水人口と人件費・維持管理費の関係性から推定される回帰式を用い、圏域全体の給水人口から人件費・維持管理費を算出し、それらを経営統合後の費用（推計値）とした。
- ・ 経営統合後の費用（推計値）と経営統合前の費用（平成28（2016）年度～平成30（2018）年度の実績平均）を比較し、その差分を経営統合による費用削減効果（削減率）とした。
- ・ 事業者別のシミュレーションにおいては、上記で算出した圏域全体の削減率を当該事業者の人件費・維持管理費に乗じることで、経営統合による効果を財政シミュレーションに反映することとした。

【国庫補助金の算入】

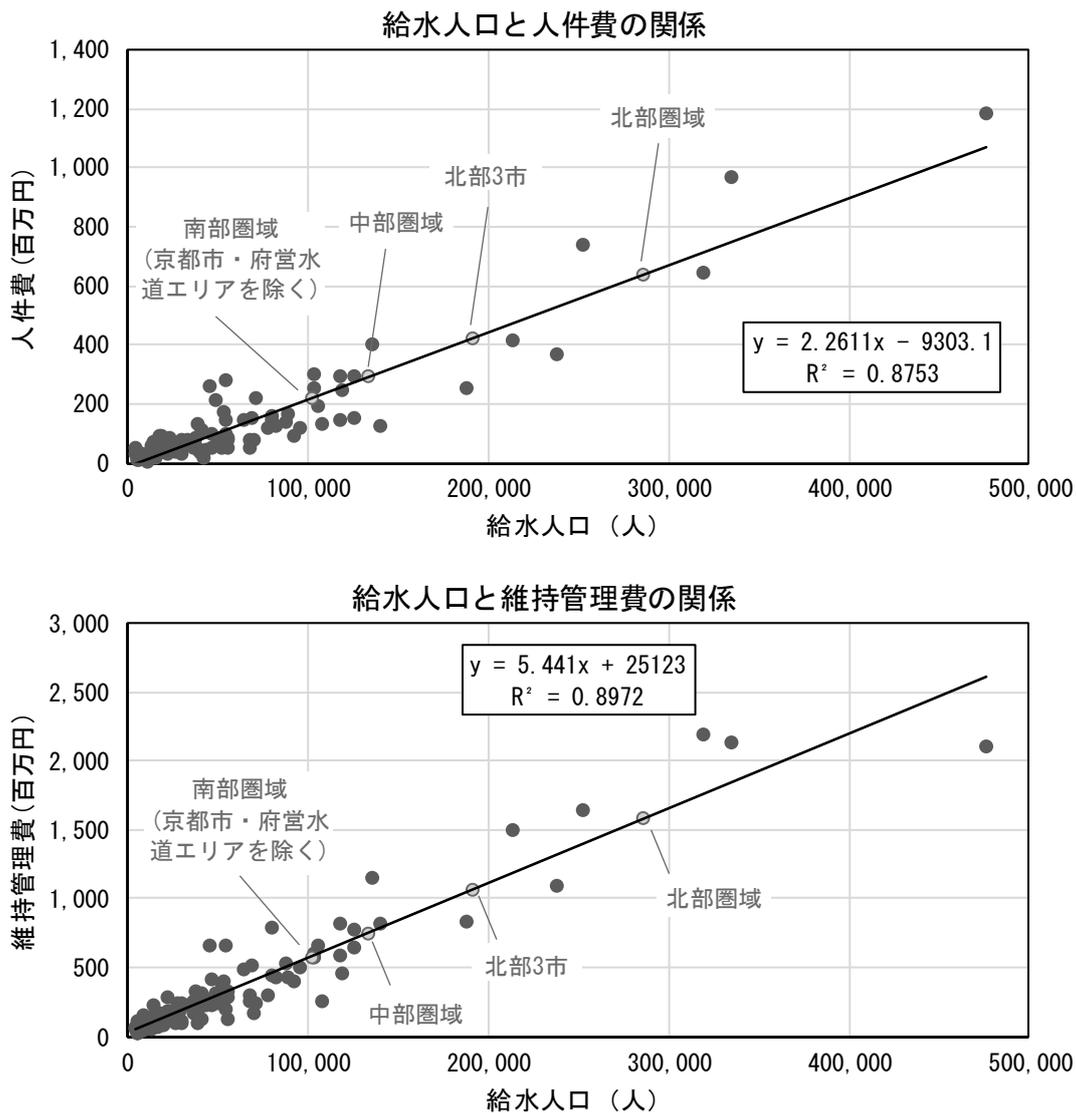
- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金要領で、「水道事業運営基盤強化推進等事業」で位置づけられる事業のうち、「水道事業運営基盤強化推進事業」の「広域化事業」「運営基盤強化等事業」の交付額を補助金として見込むこととした。
- ・ 「広域化事業」の補助金交付期間は2019～2028年度までの10年間、「運営基盤強化等事業」は前年度までの広域化事業の対象事業費を上限とする等の条件の下、検討時点の「交付金要望書作成要領」に従い交付額を推定した。

【財政シミュレーションの基本条件】

- ・ 上記の、経営統合による費用削減効果及び国庫補助金の交付額を反映。
- ・ その他算定条件については、「資料編 3.2 府営水道エリアを除く各事業者」で設定した条件と同様とし、更新需要の平準化及び料金改定を行う前提でシミュレーションを実施。
- ・ 事業統合を行った場合のケースにおいては、圏域内全事業者の数値を合算した上で、1つの事業体としてシミュレーションを実施（経営の一体化は事業者個別に広域化の効果・国庫補助金を反映）。

3

4



1
2
3
4
5
6
7
8

図 4.1 類似団体における給水人口と人件費・維持管理費の関係

表 4.1 経営統合による効果の推計結果

対象区分	圏域	給水人口 (人)	経営統合前の費用 (千円/年)	経営統合後の費用 (千円/年)	経営統合による効果	
					差分(千円/年)	削減率
②	南部圏域	101,643	225,022	220,522	4,500	2.0%
⑤	中部圏域	132,815	1,138,456	1,038,774	99,681	8.8%
⑥	北部圏域	285,768	2,672,154	2,216,834	455,320	17.0%
⑦	北部3市	191,261	1,669,007	1,488,931	180,076	10.8%

※ここでの費用は人件費＋維持管理費の合計（各費用はH28-H30年度の3カ年平均）を指す
（南部圏域は維持管理費の削減効果がマイナスとなったため人件費のみとする）

1 5. 府営水道エリアにおける検討条件

2 (第7章 7.4.4 府営水道エリアにおける広域化の検討状況 関連)

3 府営水道においては、今後の水需要減少を想定し、中長期的な視点でコストとリスクのバラ
 4 ンスがとれた府営水道と受水市町全体での適正な施設規模について、市町とともに検討するための
 5 「施設統廃合案」を2案作成しました（本編 表 7.4.18）。施設統廃合による費用削減効果の試
 6 算条件は以下のとおりです（表 5.1）。

7
8
9 表 5.1 府営水道の給水エリア全体の費用削減効果試算条件

項目		計算方法
	年間有収水量	府営水道で実施した水需要予測結果による
収益的 支出	人件費	平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度実績平均で一定
	維持管理費	
	動力費	現状施設維持－廃止施設に係る動力費
	薬品費	現状施設維持－廃止施設に係る薬品費
	修繕費	現状施設維持－廃止施設に係る修繕費
	委託費	現状施設維持－廃止施設に係る委託費
	その他の維持管理費用	現状施設維持と同じ
	支払利息	平成 29（2017）年以前発行分＋新規分（償還計算）
	減価償却費	平成 29（2017）年以前取得分＋新規分
	その他の費用	平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度実績平均 ＋府営水道の資産維持費相当額（償却対象資産の 0.3%）
資本的 支出	事業費	現状施設維持－廃止施設に係る更新事業費
	企業債償還金	旧債：時点修正での設定値 新債：起債充当率：58%（11 事業体全体の平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度平均起債率） 償還計算による（5 年据置、25 年償還、利息は年利 2.0%）

10 ※京都府営水道ビジョン（第2次）案より引用

11

1 6. 用語集

【あ】

IoT	「Internet of Things」の略で、「モノのインターネット」と訳される。家電やセンサーなど様々な物がインターネットにつながることで、インターネットにつながる様々な物を指す。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のこと。
浅井戸	水を通しにくい層より上の地下水を取水する井戸。
アセットマネジメント	水道における「アセットマネジメント（資産管理）」とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動をいう。
一級河川	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定した河川（河川法第4条第1項）。
塩水遡上	河口付近において、海水が河川を遡上することをいう。河口から近い取水口においては水道水質への悪影響を及ぼすことがある。

【か】

簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業。
危害管理	水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害原因事象（危害を引き起こす事象）を潜在的なものも含めて抽出・評価した上で、危害原因事象による危害の発生を防止する又はそのリスクを軽減するための措置を講じること。
基幹管路	導水管、送水管及び配水本管（給水分岐のないもの）。
給水人口	水道事業の計画において、給水すべき対象としての人口。
緊急時連絡管	緊急時において、近隣の水道事業者等から水道水を相互融通するために接続された管。
経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画。組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することが求められている。
経営比較分析表	複数の経営指標を組み合わせた分析から、自らの経営の現状及び課題を客観的に把握するための表。経営健全化に向けての今後の見通しや課題への対応の基礎資料として活用するものとして公表している。
広域化	経営統合（事業統合及び経営の一体化）や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など全般を指し、広域連携はそのうちの施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理を指す。
公共井戸	京都府では、官公署、学校、病院、工場、事業場、社会福祉施設等で飲食に使用する井戸、飲食料品工場、旅館、料理飲食店等で営業

	用飲食物に使用する井戸などを公共井戸取締条例により公共井戸と位置づけ、10世帯以上が共同で使用する井戸をこれに準ずるものとし、届出や年1回以上の水道法に基づく方法による水質検査を義務付けている。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づき指定される地域。京都市では、福知山市の一部、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市の一部、伊根町、与謝野町が指定されている。
公民共同企業体	水道事業の管理運営業務等を受託するために、行政と民間が出資して設立した株式会社等のこと。
コンセッション	施設の所有権を公共が保有したまま、民間事業者インフラの事業運営を委ねること。

【さ】

最大稼働率	施設の配水能力に対する最大配水量の割合。
施設利用率	配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
指定管理者制度	公の施設について、管理運営を民間事業者等に委託することができる制度。
重要給水施設	災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置づけられている施設。
受水	水道事業者が原水の不足などのために、他の水道事業者や水道用水供給事業者から原水や浄水の供給を受けること。
上水道事業	計画給水人口が5,000人を超える水道により、水を供給する水道事業の慣用的な呼称。
水質基準項目	水道水には、水道法により健康や安全に関する51の項目とその基準値が設定され、水道事業者等に検査の義務が課されている。
水質事故	河川等に油や有害物質等が流入すること。
水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業で、計画給水人口が100人を超えるもの。計画給水人口が5,000人以下のものを簡易水道事業といい、計画給水人口が5,000人を超えるものを慣用的に上水道事業と呼んでいる。
水道施設	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設のこと。
水道施設台帳	水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理を行えるように整備する水道施設の台帳。管路等調書、水道施設調書、一般図及び施設平面図からなる。
水道ビジョン	厚生労働省が平成16年に公表した今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に明示したもの。平成20年に改定され、平成25年には「新水道ビジョン」が策定されている。

水道標準プラットフォーム	水道情報活用システムを構成するデータのプラットフォームのこと。水道情報活用システムは、水道事業者等有する水道に関する設備・機器に係る情報や事務系システムが取り扱うデータを横断的かつ柔軟に活用できる仕組みのこと。
水道未普及地域	上水道、簡易水道、専用水道及び飲料水供給施設が整備されていない地域。
水道用水供給事業	一般家庭へ直接、水を届けるのではなく、水道事業者に水道用水（浄水処理したもの）を供給する事業のこと。水の卸売業のようなもの。
スマート水道メーター	遠隔で検針値（水道の使用量を示す値）等のデータを取得可能、または指定された時間間隔で（もしくはは一定水量の使用ごとに）データ送信が可能な水道メーター。
専用水道	自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、又は1日最大給水量が20m ³ を超えるもの（他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であって、水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分のうち、口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であり、かつ、水槽の有効容量の合計が100m ³ 以下であるものを除く）。
送水、送水管	浄水場から配水池まで浄水を送ることを「送水」、浄水場から配水池まで水（浄水）を送る管を「送水管」という。

【た】

耐塩素性病原微生物	病原ウイルス・病原細菌などと呼ばれる各種の病原微生物のうち、浄水処理の塩素消毒に対して、耐性を持つものの総称。過去に水道水に混入し、感染事故を引き起こしたものとして、原生動物のクリプトスポリジウムがある。
耐震化計画	水道施設の耐震化等の耐震化対策と地震発生後の応急復旧や応急給水等の応急対策について記した計画のこと。
耐震管 ダウンサイジング	地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管。施設更新などの際に、必要水量の減少に合わせて今の施設よりも規模を小さくすること。
導水、導水管	水源から取り入れた原水を浄水場まで導くことを「導水」、取水施設から浄水場まで水（原水）を導く管を「導水管」という。

【な】

二級河川	一級河川に係る水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定した河川（河川法第5条第1項）。
------	--

【は】

配水、配水管	需要に応じて適正な水圧で需要者に供給することを「配水」、配水池から家庭の近くまで水（浄水）を配る管を「配水管」という。
配水池	浄水を貯留して配水量の調整を行う池。
PPP/PFI	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（Public

	Private Partnership：公民連携）という。PFI（Private Finance Initiative）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことをいう。
表流水	河川、湖沼等の陸地表面に存在する水。
琵琶湖疏水	明治時代に舟運、発電、水道、かんがい用水等を目的として琵琶湖から京都に整備された水路。
深井戸	水を通しにくい層より下の地下水を取水する井戸。
伏流水	河川の流水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、上下を不透水層に挟まれた透水層が河川と交わるとき透水層内に生じる流水で、水脈を保っている極めて浅い地下水。
ふるさとの水確保対策事業費補助金	水道事業の育成を図るために、市町村が行う簡易水道等の施設整備事業に対する補助金。
包括的民間委託	複数の業務や施設の管理運営を包括的に民間事業者へ委託すること。複数年契約、性能発注方式（受託者に対して一定の性能確保を条件として課しつつ、運営方法の詳細は受託者の自由裁量に任せる発注方式）にする場合が多い。
法定耐用年数	固定資産が、その本来の用途に使用できるとみられる推定の年数を法律で定めたもの。
法適用、法非適用	公営企業のうち、地方公営企業法の規定を適用する事業と適用しない事業のこと。水道事業は当然に適用され、簡易水道事業は任意に適用することができる。法適用事業では公営企業会計を適用。

【ま】

水安全計画	水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害（損害・損失が発生すること、又はそのおそれ）を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すもの。
-------	---

【や】

有収水量	料金徴収の対象となった水量。
湧水	地下水が自然状態で地表に流出したもの。

7. 京都水道グランドデザイン改定にあたっての経過

(1) 京都府の広域化検討体制

京都府では、事業者の意見や意向を十分に把握するため、圏域ごとに開催している市町村水道事業連絡会議(平成28(2016)年度設置)や京都府水道事業広域的連携等推進協議会(令和元(2019)年度設置)等において、今後の水道事業のあり方について事業者と議論を進めてきました。

また、京都府水道施策に関する意見聴取会議(令和2(2020)年度設置)において、府及び事業者が水道基盤強化に向けて実施している事業や取組について第三者による確認・助言をいただくとともに、事業の基盤強化及び持続可能な事業のあり方等に向けた新たな視点からの意見の聴取を実施し、事業者へのフィードバックを行ってきました。

会議名	京都府水道事業広域的連携等推進協議会	幹事会(協議会の下部組織)	市町村水道事業連絡会議	京都府水道施策に関する意見聴取会議
設置目的	・圏域ごとの広域連携・広域化方針の検討、取組内容の合意、進捗の管理 ・水道広域化推進プラン(総務省通知)、水道基盤強化計画(水道法)の検討	・協議会の運営に必要な情報交換、検討及び調整	・幹事会での議論に必要な検討課題調整(現状分析、課題把握、将来予測等)を行い、広域化・広域連携の方策検討、検討結果のとりまとめ等)	・京都水道グランドデザインのフォローアップ ・府内の水道事業全体の基盤強化に向けた新たな視点からの意見聴取
設置単位	・水道法に基づく協議会として全市町村を対象に設置 ・グランドデザインに定める3圏域ごとに招集し、会議を持つ ・必要に応じて全体会を開催	・グランドデザインに定める3圏域ごとに招集し、会議を持つ	グランドデザインに定める3圏域に設置 ・北部 ・中部 ・南部①(京都市+府水受水事業者) ・南部②(上記以外事業者)	
構成員	<府> 知事 <市町村等> 関係団体の長	<府> 総務部長、府民環境部長、広域振興局長 <市町村等> 水道事業管理者又はその職務代理者、若しくは水道所管局部長その他の知事及び関係団体の長が指名する者	<府> 公営企画課、自治振興課、保健所 <市町村等> 水道事業担当課長等	・学識経験者 ・市町村代表 (次ページ(3)のとおり)

水道広域化推進プランの策定を兼ねる今回の京都水道グランドデザインの改定にあたっても、これら協議の場を活用して事業者と検討を進めてきました。

会議等の開催経過については次ページ(2)に示すとおりです。

1 (2) 京都水道グランドデザイン改定に係る会議等の開催経過

2

圏域・会議名	開催日 (圏域)	主な内容
■全圏域 連絡会議 (令和3年度第1回)	R3.6.9 (北部) R3.6.10 (南・中部)	・京都水道グランドデザイン改定 (水道広域化推進プラン策定) について ・令和2年度広域化シミュレーション結果について
■全圏域 推進協議会幹事会 (令和3年度第1回)	R3.9.28	・京都水道グランドデザイン改定 (水道広域化推進プラン策定) について ・京都水道グランドデザインに基づく取組状況等について
意見聴取会議 (第2回)	R3.11.11	・京都水道グランドデザイン改定 (水道広域化推進プラン策定) について ・京都水道グランドデザインに基づく取組状況等について
■全圏域 連絡会議 (令和3年度第2回)	R3.12.23 (南部) R3.12.24 (北部) R3.12.27 (中部)	・京都水道グランドデザイン改定 (構成案) について
■全圏域 連絡会議 (令和3年度第3回)	R4.3.17, 18, 22 ※圏域を問わず、 いずれかに出席	・京都水道グランドデザイン改定 (検討案) について
■全圏域 連絡会議 (令和4年度第1回)	R4.4.27	・令和3年度広域化シミュレーション結果について
■全圏域 推進協議会幹事会 (令和4年度第1回)	R4.5.24 (北部) R4.5.25 (中部) R4.5.30 (南部)	・京都水道グランドデザイン改定 (検討案) について
■南部圏域 連絡会議	R4.7.26	・京都水道グランドデザイン改定 (検討案) について ※京都府営水道ビジョン検討状況等反映
■全圏域 推進協議会幹事会 (令和4年度第2回)	R4.8.24	・京都水道グランドデザイン改定 (素案) について ※資料編、概要版も提示
意見聴取会議 (第3回)	R4.9.9	・京都水道グランドデザイン改定 (素案) について
■全圏域 推進協議会幹事会 (令和4年度第3回)	R4.10.26	・京都水道グランドデザイン改定 (中間案) について
■全圏域 推進協議会 (第1回)	R4.11.10	・京都水道グランドデザイン改定 (中間案) について
■全圏域 推進協議会幹事会 (令和4年度第4回)	R5.2.28	・京都水道グランドデザイン改定 (最終案) について

3

4 (3) 意見聴取会議委員名簿

氏名	所属等
あずま ひろのぶ 東 博暢	株式会社日本総合研究所プリンシパル
うらかみ たくや 浦上 拓也	近畿大学経営学部教授
かみむら たかし 上村 崇	京都府市長会代表 (京田辺市長)
さとう ゆうや 佐藤 裕弥	早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員 早稲田大学研究員准教授
やまだ きよし 山田 淳	立命館大学名誉教授
よしもと ひでき 吉本 秀樹	京都府町村会代表 (伊根町長)

5

※令和4年度現在